

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第150号

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(組織)

第1条 福祉事務所（以下「事務所」という。）に次の課及び係を置く。

(1) 上京, 西京, 洛西福祉事務所

福祉介護課

福 祉 係

介護保険係

支援保護課

支援第一係

支援第二係

保 護 係

(2) 北, 中京, 東山, 深草福祉事務所

福祉介護課

福 祉 係

介護保険係

支援保護課

支援第一係

支援第二係

保護第一係

保護第二係

(3) 醍醐福祉事務所

福祉介護課

福祉係

介護保険係

支援保護課

支援第一係

支援第二係

保護第一係

保護第二係

保護第三係

(4) 左京，下京福祉事務所

福祉介護課

福祉係

介護保険係

支援課

支援第一係

支援第二係

保護課

保護第一係

保護第二係

保護第三係

(5) 山科，右京福祉事務所

福祉介護課

福祉係

介護保険係

支 援 課

支援第一係

支援第二係

保 護 課

保護第一係

保護第二係

保護第三係

保護第四係

(6) 南，伏見福祉事務所

福祉介護課

福 祉 係

介護保険係

支 援 課

支援第一係

支援第二係

保 護 課

保護第一係

保護第二係

保護第三係

保護第四係

保護第五係

第2条第1項中「西京，洛西福祉事務所 3人」を「上京，西京，洛西福祉事務所 5人」に，「上京，東山，深草福祉事務所 4人」を「北，中京，東山，深草福祉事務所 6人」に，「北，中京，醍醐福祉事務所 5人」を「左京，下京，醍

福社事務所 7人」に、「左京, 山科, 下京福祉事務所 6人」を「山科, 右京福祉事務所 8人」に、「右京福祉事務所 7人」を「伏見福祉事務所 9人」に改め、「伏見福祉事務所 8人」を削り、同条第2項中「福祉保護課, 福祉課」を「福祉介護課, 支援保護課, 支援課」に、「保護課及び長寿社会課」を「支援保護課及び保護課」に改め、同条第3項の表を次のように改める。

所 長	部 長
福祉介護課 長	福祉介護課 長
支援保護課 長	支援保護課 長
支援課 長	支援課 長
保護課 長	保護課 長
福祉介護課 課長補佐	福祉介護課 課長補佐
支援保護課 課長補佐	支援保護課 課長補佐
支援保護課 担当課長補佐	支援保護課 担当課長補佐
支援課 課長補佐	支援課 課長補佐
保護課 課長補佐	保護課 課長補佐
保護課 担当課長補佐	保護課 担当課長補佐
福祉介護課 福祉係長	福祉介護課 福祉係長
福祉介護課 介護保険係長	福祉介護課 介護保険係長
支援保護課 支援第一係長	支援保護課 支援第一係長
支援保護課 支援第二係長	支援保護課 支援第二係長
支援保護課 保護係長	支援保護課 保護係長
支援保護課 保護第一係長	支援保護課 保護第一係長
支援保護課 保護第二係長	支援保護課 保護第二係長
支援保護課 保護第三係長	支援保護課 保護第三係長

支 援 保 護 課 担 当 係 長	支 援 保 護 課 担 当 係 長
支 援 課 支 援 第 一 係 長	支 援 課 支 援 第 一 係 長
支 援 課 支 援 第 二 係 長	支 援 課 支 援 第 二 係 長
保 護 課 保 護 第 一 係 長	保 護 課 保 護 第 一 係 長
保 護 課 保 護 第 二 係 長	保 護 課 保 護 第 二 係 長
保 護 課 保 護 第 三 係 長	保 護 課 保 護 第 三 係 長
保 護 課 保 護 第 四 係 長	保 護 課 保 護 第 四 係 長
保 護 課 保 護 第 五 係 長	保 護 課 保 護 第 五 係 長
保 護 課 担 当 係 長	保 護 課 担 当 係 長
福 祉 介 護 課 福 祉 係 の 職 員 (係 長 を 除 く 。)	福 祉 介 護 課 福 祉 係 の 職 員 (係 長 を 除 く 。)
福 祉 介 護 課 介 護 保 険 係 の 職 員 (係 長 を 除 く 。)	福 祉 介 護 課 介 護 保 険 係 の 職 員 (係 長 を 除 く 。)
支 援 保 護 課 支 援 第 一 係 の 職 員 (係 長 を 除 く 。)	支 援 保 護 課 支 援 第 一 係 の 職 員 (係 長 を 除 く 。)
支 援 保 護 課 支 援 第 二 係 の 職 員 (係 長 を 除 く 。)	支 援 保 護 課 支 援 第 二 係 の 職 員 (係 長 を 除 く 。)
支 援 保 護 課 保 護 係 の 職 員 (係 長 を 除 く 。)	支 援 保 護 課 保 護 係 の 職 員 (係 長 を 除 く 。)
支 援 保 護 課 保 護 第 一 係 の 職 員 (係 長 を 除 く 。)	支 援 保 護 課 保 護 第 一 係 の 職 員 (係 長 を 除 く 。)
支 援 保 護 課 保 護 第 二 係 の 職 員 (係 長 を 除 く 。)	支 援 保 護 課 保 護 第 二 係 の 職 員 (係 長 を 除 く 。)
支 援 保 護 課 保 護 第 三 係 の 職 員 (係 長 を 除 く 。)	支 援 保 護 課 保 護 第 三 係 の 職 員 (係 長 を 除 く 。)

除く。)	除く。)
支援保護課の職員（課長，課長補佐，担当課長補佐及び担当係長並びに同課の保護第一係，保護第二係及び保護第三係の職員を除く。)	支援保護課の職員（課長，課長補佐，担当課長補佐及び担当係長並びに同課の保護第一係，保護第二係及び保護第三係の職員を除く。)
支援課支援第一係の職員（係長を除く。)	支援課支援第一係の職員（係長を除く。)
支援課支援第二係の職員（係長を除く。)	支援課支援第二係の職員（係長を除く。)
保護課保護第一係の職員（係長を除く。)	保護課保護第一係の職員（係長を除く。)
保護課保護第二係の職員（係長を除く。)	保護課保護第二係の職員（係長を除く。)
保護課保護第三係の職員（係長を除く。)	保護課保護第三係の職員（係長を除く。)
保護課保護第四係の職員（係長を除く。)	保護課保護第四係の職員（係長を除く。)
保護課保護第五係の職員（係長を除く。)	保護課保護第五係の職員（係長を除く。)
保護課の職員（課長，課長補佐，担当課長補佐及び担当係長並びに同課の保護第一係，保護第二係，保護第三係，保護第四係及び保護第五係の職員を除く。)	保護課の職員（課長，課長補佐，担当課長補佐及び担当係長並びに同課の保護第一係，保護第二係，保護第三係，保護第四係及び保護第五係の職員を除く。)

第6条福祉課の項中「福祉課」を「福祉介護課」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号及び第5号を削り、第6号を第3号とし、同項の次に次の1項を加える。

支援課

- (1) 児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置等に関する事。ただし、児童福祉センターの所管に属するものを除く。
- (2) 児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による措置費等の徴収に関する事。
- (3) 母子自立支援員に関する事。

第6条長寿社会課の項を削る。

第7条福祉保護課の項中「福祉保護課」を「福祉介護課」に改め、同項第1号中「福祉課」を「福祉介護課」に改め、「及び保護課の項」を削り、同項の次に次の1号を加える。

支援保護課

- (1) 前条支援課の項及び保護課の項に掲げる事務に関する事。

第7条長寿社会課の項を削る。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)